

令和4年 第6回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和4年6月10日（金）

午後2時00分から午後3時03分

場所：不知火防災拠点センター

研修室1・2・3

○出席委員

（農業委員）

1番	正垣 安博	2番	田口 昭也	3番	中山 秀光
4番	坂下 憲明	5番	澤村 輝彦	6番	本郷 幸弘
7番	本崎 弘	8番	山田 哲郎	9番	川村 良行
10番	坂本 節子	11番	吉田 次一	12番	城塚 正
13番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	上村 祐二	高田 則義
村山 安次	五嶋 一精	中林 則文
村嶋 政弘	早川 一伸	欠
村田 彰	河野 公明	欠
上村 君博	森田 良光	西村 誠一
百家 美代子	小路 正美	野田 眞語
小田 直之	川端 幸浩	

○欠席委員

農業委員

農地利用最適化推進委員

中塘 万格人

田中 起代登

○事務局出席者：（事務局長）岩竹 泰治 （審議員）園田 弥生 （主任主事）立岩 朋夏

議事日程（開議：午後2時00分）

日程第1 議事録署名委員の決定について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第32号 農地法第4条許可に係る事業計画変更承認申請について

日程第5 議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第6 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第7 議案第35号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

開 会 (午後 2 時 00 分) 職務代理者の号令による起立・礼

事務局長 ただ今から令和 4 年第 6 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名全員の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。

開会にあたりまして、中山会長がご挨拶申し上げます。

会 長 皆さんこんにちは。今年の梅雨は関東の方から梅雨入りして、例年にない形になっています。田植え等で忙しい時期だと思いますが、皆さんお仕事頑張ってください。また、新型コロナウイルス感染症もだいぶ落ち着いてきて、経済活動が再開されております。しかし、マスク着用と三密を避けていただいて頑張っていたきたいと思います。それから総会終了後に研修を計画しておりますので、お忙しい時期ではありますが最後までよろしく願いいたします。

議 長 議事に入ります前に議案書の訂正がありますので、事務局より説明をお願いいたします。事務局。

事務局 議案書の訂正を 2 箇所お願いいたします。

1 点目は 18 ページになります。申請番号 14 番の貸人のかっこ内の名字が「〇崎」となっていますが、正しくは「〇崎」の誤りです。2 点目は 26 ページになりますが、配布しております資料と差し替えをお願いします。以上です。

議 長 これより令和 4 年第 6 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、12 番 城塚委員、13 番 本田委員を指名いたします。

議 長 **日程第 2、会期の決定**を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思います。ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 **日程第 3、議案第 31 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」**を上程し、議題といたします。

議案第 31 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局

議案第 31 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和 4 年 6 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第
1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件につきまして説明及び現地調査報告をお願いいた
します。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るよ
うに説明をお願いいたします。

議 長

申請番号 1 番は、	2 番	田口委員より
申請番号 2 番は、	三角 2	上村祐二委員より
申請番号 3 番は、	不知火 1	中林委員より
申請番号 4 番は、	松橋 4	田中委員に代わりまして
	6 番	本郷委員より
申請番号 5 番は、	松橋 5	上村君博委員より
申請番号 6 番は	9 番	川村委員より

それぞれ説明を求めます。

田口委員

申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経
営規模拡大による売買です。譲受人の〇〇さんはスナップエンドウ等を栽培さ
れる専業農家であります。しかし、現在栽培されている農地は全て借地であり、
今後、息子さんが農業をされる予定で自作地がほしいということで今回の申請
となりました。申請地については、取得後においても農地の全てを効率的に利
用され、地域との調和要件にも支障はないと認められることから許可は可能と
思われます。ご審議よろしく申し上げます。

**上村祐二推進
委員**

申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経
営規模拡大による売買です。譲受人は家族 3 人で自作地と借地で野菜等を作っ
ています。長男は会社員で休日に農作業を行っております。また、娘夫婦が〇
〇町に住んでおられ、常々農作業の手伝いに来られているようです。今回の農
地については、所有者や家族も近くには住んでおられませんので、このまま借
り続けることは好ましくないということで今回の売買となりました。大規模農
家ではありませんが、耕運機や軽トラックも所有しており問題はないと思われ
ます。ご審議よろしく申し上げます。

中林推進委員

申請番号 3 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請地は、譲
受人が所有・耕作している田の隣になります。今度、経営規模拡大のためにこ
こを買い入れ、水稻を栽培するという申請です。何ら問題ないと思われます。

ご審議よろしく申し上げます。

本郷委員 **申請番号 4 番**について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。譲受人は、現在、水稻・麦・野菜等大規模に経営をされておりまして、機械の所有状況、従事する人員等何ら問題はないことから許可は可能かと思えます。ご審議よろしく申し上げます。

上村君博推進委員 **申請番号 5 番**について説明します。詳細は記載のとおりです。所有者が〇〇に〇〇されたため、子供への贈与ということになります。特に問題ないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。

川村委員 **申請番号 6 番**について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。譲受人は農地の取得にあたり農作業に従事する人数、農業機械の所有状況からみて、取得後においても農地の全てを効率的に利用すると認められ、地域との調和要件にも支障はないと認められることから許可は可能と思われます。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ただ今、申請番号 1 番から 6 番につきまして、各委員よりそれぞれ説明がりましたが、案件につきまして何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受けて、起立をして発言をお願いいたします。合わせて推進委員の質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 何か質問等はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第 31 号につきまして承認されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 31 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 **日程第 4、議案第 32 号「農地法第 4 条許可に係る事業計画変更承認申請について」**を上程し、議題といたします。
議案第 32 号につきまして、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 32 号、農地法第 4 条許可に係る事業計画変更承認申請について

次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和4年6月10日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

農地法第4条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により意見を決定するため審議を求める。

続けて詳細説明を行います。

申請者は当初、平成27年8月21日付の一時転用許可に基づき、農地の一部に支柱を建て営農型太陽光発電施設を設置し、一時転用期間は3年でこれまで期間満了後、2回の更新がっております。今回、事業計画変更が必要になった理由は、これまで申請者は太陽光パネルの下で桑を栽培しておりましたが、コロナ禍による消費減退に伴う販売不振のため、作付け作物の変更が必要になったからです。転用目的はこれまでと同じ営農型太陽光発電施設で、農地における営農の継続を前提とするものであるため、許可時には太陽光パネルが営農に支障を与えないかなどを確認のうえ許可することとなっております。そのため作付け作物を転換する場合は、その作物が太陽光パネルの下での営農に支障がないかを判断しなければならないため、今回の事業計画変更申請が必要となりました。

今回の申請の土地利用計画の内容としましては、前回の令和3年7月26日付の更新申請許可時から変わらず申請地にて引き続き太陽光パネルを216枚、発電能力49.5kW、支柱の最低高2m、直下面積348㎡となっております。なお、パネル下では今回からサカキ・シキミを栽培する予定でございます。サカキ・シキミの特性などにつきましては、別紙で皆様にお配りしています「営農型太陽光発電施設の下部農地で耕作予定の作物について」にてご確認をお願いしたいと思います。

なお、パネル下の農地における営農につきましては、支柱の高さ、間隔などから作業用機械の利用に必要な空間や生育に適した日照量が確保されており営農の継続に問題はないと判断しております。また、申請地は農振農用地区域内ではございますが、仮設工作物の設置で一時的な利用に供するために行うものであり、前回更新許可時に宇城市長より農業振興整備計画の達成に支障がない旨の回答を得ております。転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること。転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと。また、周辺農地に係る営農条件への支障について十分考慮されていることなどを確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

ただ今、申請番号1番につきまして事務局より説明がありました。案件につきまして何か質問・ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受けて、起立をして発言をお願いいたします。

議 長 何か質問等はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第 32 号につきまして承認されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 32 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第5、議案第33号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第 33 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 33 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和 4 年 6 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の(4)のアの規定により意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、委員から案件につきまして説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願いいたします。

議 長 申請番号 1 番は、 5 番 澤村委員より
説明を求めます。

澤村委員 申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇線の〇〇の少し手前から入った住宅街です。今まで、区民が利用するゴミの収集ボックスが設置してあった土地が、今度売却されるということで、当該ボックスを移設する案件でございます。何ら問題はないと思われま。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ここで事務局より、案件につきましての農地転用許可の検討事項についての説明をお願いいたします。事務局。

事務局 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明を申し

上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当し、第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われま
す。以上です。

議 長 ただ今、申請番号1番につきまして澤村委員より説明がありましたが、案件
につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指
名を受け、起立して、発言をお願いいたします。併せて、推進委員にも質問・
ご意見をお尋ねします。

議 長 何か質問等はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第33号につきまして承認されます方の
挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第33号は、原案どおり承認することに決定さ
れました。

議 長 日程第6、議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」
を上程し、議題といたします。
議案第34号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局。

事務局 議案第34号、農地法第5条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。
令和4年6月10日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第
4の1の(4)のアの規定により意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件につきましての説明及び現地調査報告をお願いい
たします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解る
ように説明をお願いいたします。

議 長 申請番号1番は、 三角2 上村祐二委員より

申請番号 2 番は、	5 番	澤村委員より
申請番号 3 番は、	不知火 1	中林委員より
申請番号 4 番は、	不知火 2	村嶋委員より
申請番号 5 番及び 6 番は、	6 番	本郷委員より
申請番号 7 番は、	7 番	本崎委員より
申請番号 8 番から 11 番は、	8 番	山田委員より
申請番号 12 番は、	松橋 2	村田委員より
申請番号 13 番は、	松橋 3	河野委員より
申請番号 14 番は、	9 番	川村委員より
申請番号 15 番は、	小川 2	西村委員より
申請番号 16 番は、	13 番	本田委員より

それぞれ説明を求めます。

上村祐二推進委員

申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は、建売住宅の建築です。場所は〇〇の〇〇という所でございます。以前、〇〇があった所から南へ約 300m 行った所の市道と海に挟まれた長方形の土地でございます。まず 1 棟を年内に建築し、将来的にはもう 1 棟と考えているとのことでした。近くには、〇〇や〇〇がありますが、特に問題はないと思われまます。ご審議よろしくお願ひします。

澤村委員

申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。4 条申請でゴミ収集ボックスの設置してあった場所です。排水同意、隣接同意は取れております。何ら問題はないと思われまますのでご審議よろしくお願ひします。

中林推進委員

申請番号 3 番について説明します。詳細は記載のとおりです。譲受人は会社定年後、果樹と野菜を作られていまして、作業機械と収穫物の貯蔵として農業用倉庫を建設し、現在使用されていまして。始末書を添付されていまして。排水同意、隣接同意はありまます。ご審議よろしくお願ひします。

村嶋推進委員

申請番号 4 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用目的は建売住宅です。場所は〇〇小学校より南に 600m ぐらい行った所の〇〇地区です。排水同意は取られていまして。しかし、隣接地が 3 カ所ありまますが、2 カ所からの同意はありまますが、1 カ所からの同意が取られていましてない状況です。隣接同意が取られていましてないのは、資料の写真奥の農地で、ビニールハウスでトマトを栽培されていまして。日照、朝日が収穫に及ぼす影響があるため、農地所有者からの同意が得られていましてない状況です。補足ですが、手前の道路側の方に 1 軒住宅が建っていましてありますが、この土地は元の所有者が農業をしておられ、そこには倉庫があったため仕方がないということで、農地所有者の方は同意されたということだす。なお、手前の土地の所有者はハウスの所有者の親戚であり、農業

を営んでいたようですが、〇〇されたので農業用倉庫があった所を売買されたため、仕方なく同意されたそうです。

今回の申請地は2件建てられるそうで、隣接農地所有者は悩まれているようです。ご審議よろしく申し上げます。

本郷委員

申請番号5番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は、資材置場です。譲受人は現在、建築業をされておりまして、今回購入された土地に資材を置きたいということで申請されております。場所につきましては、〇〇学校の北側で隣接同意、排水同意も取られています。何ら問題ないと思われれます。ご審議よろしく申し上げます。

続いて、申請番号6番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は駐車場となっております。譲受人は〇〇の経営をされておりまして、現在、駐車場として使われている〇〇の隣接する農地でありまして、そちらを所有者の方から購入していただけないかと相談があったため、今回の申請となりました。隣接はなく、排水同意は取られています。ご審議よろしく申し上げます。

本崎委員

申請番号7番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は、建売住宅です。場所は、〇〇小学校から西側の50mぐらいの所です。周囲は住宅が多く建ち並んでいます。住宅に囲まれた畑というような状況です。隣接同意、排水同意もあり問題ないと思われれます。ご審議よろしく申し上げます。

山田委員

申請番号8番と9番は、同じ案件ですので同時に進めさせていただきます。詳細は記載のとおりです。転用理由は店舗の建設となっております。〇〇の建設ということです。場所は〇〇から少し南に行った所で、以前に〇〇があった跡地のすぐ横になります。排水同意、隣接同意は取れているので何ら問題はないと思われれます。

続きまして、申請番号10番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は個人住宅の建設となっております。譲受人は譲渡人の甥にあたります。場所は〇〇から南に入った住宅地でありまして、排水同意、隣接同意は取られており何ら問題はないかと思います。

続きまして、申請番号11番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は建売住宅ということで、9個の建売住宅を建設するという事です。場所は〇〇神社から〇〇山に登っていく所の登り口になります。排水同意、隣接同意は取られているので、何ら問題はないかと思います。ご審議よろしく申し上げます。

村田推進委員

申請番号12番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用の理由は、個人住宅となっております。場所は〇〇の前の四つ角がありますが、そこ

から〇〇の方に 800m ぐらい入った〇〇区の入口になります。道沿いの西側になります。周りはアパートに囲まれております。隣接はありません。排水同意は取られています。ご審議よろしく申し上げます。

河野推進委員 **申請番号 13 番**について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は、個人住宅になっております。譲受人は、現在、〇〇町にアパート住まいですが、手狭になったということで今回の申請になったということでございます。農地の所在地は、〇〇線を〇〇小学校の方に上がっていく道がありますが、その一帯になっております。排水同意、隣接同意も取れています。問題はないと思われれます。ご審議よろしく申し上げます。

川村委員 **申請番号 14 番**について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は、個人住宅になっております。譲渡人と譲受人は親子関係です。場所は〇道〇〇バス停より西へ 100m ぐらい入った所の集落接続になり、排水同意、隣接同意もあり支障はないと思われれます。ご審議よろしく申し上げます。

西村推進委員 **申請番号 15 番**について説明します。詳細は記載のとおりです。譲受人は〇〇の建設工事を中心とした建設会社を営んでいます。一方、農業も営まれておまして、今回の転用理由は農産物の貯蔵施設の建設になります。場所は集落内の道路と河川の間にある農地です。排水同意、隣接同意も取られており、支障はないと思われれます。ご審議よろしく申し上げます。

本田委員 **申請番号 16 番**について説明します。詳細は記載のとおりです。転用目的は来客用駐車場になります。場所は〇〇支所より〇に 1 km ほど行った所になります。譲受人は現在、〇〇市に住んでおられますが、申請地の隣接地にある建物を自宅とし、1 階をリフォームして〇〇を開業し、申請地を来客用駐車場としての申請になります。排水同意もあり許可は可能かと思われれます。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局より、案件につきましての農地転用許可の検討事項について説明をお願いいたします。事務局。

事務局 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番及び 3 番、5 番から 7 番、13 番は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので転用は可能であると思われれます。

申請番号 2 番及び 8 番から 11 番につきましては、都市計画法に規定する用

途地域に定められた農地に該当し、第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号4番及び12番、14番、16番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

最後に15番につきましては、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、農業用施設として転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長

ただ今、申請番号1番から16番につきまして各委員よりそれぞれ説明がありました。案件につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いいたします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

坂下委員

はい。

議 長

はい。坂下委員。

坂下委員

先ほど、村嶋委員から説明があった申請番号4番については、〇〇地区現地検討会においても村嶋委員の説明にあったとおり、この案件は農地所有者の減収につながるのではないかと判断しておりますので、他の案件と採決は分けていただければと思います。また、〇〇地区現地検討会において、申請者から隣接者に再度話しをしてもらったらどうかということになりましたので、その後の状況については事務局から説明をお願いします。以上です。

議 長

事務局、説明をお願いします。

事務局

事務局から報告します。〇〇地区現地検討会の後に、同意が取れていない隣接者へ、申請者より再度話し合いをしていただくようお伝えしたところ、〇月〇日に回答がありました。内容は、申請者が再度説明に行ったところ、隣接者からは「同意書の署名はしないが、もし許可となった場合は条件として、平屋で隣接地との境界から1m離して建築し、建物と建物を東西で離して建築してほしい」と話されたと報告を受けております。その後申請者から、当初の図面を隣接者の意向にあわせて、建築予定の建物を平屋とし、隣接地の境界から1m離し、申請地で東西に離れた形で配置した平面図に修正され提出がっております。それが皆

様のお手元にある3枚紙をお配りしているものであります。

また、陰の長さが一番短くなる「夏至」及び陰の長さが一番長くなる「冬至」の際の陰の位置が記載された図面を併せて提出いただいております。ただし、その図面には隣接者との境界やハウス位置の記載がなく、冬至の日に何時間日陰になるかなど、具体的なハウスへの陰の影響は分からない状態ですが、このことについて申請者からは「具体的なハウスへの陰の影響は、隣接地のハウス等を測量しないと分からないため、現段階では提出できない」との回答があっている状況です。

そこで事務局としましては、日照権につきましては、今の段階で具体的な影響がどの程度出るのか等想定するのは困難だと考えております。しかし、建設予定地の建売住宅の配置図や当時の陰の位置を確認すると、陰は約2.5mとなっていることから、隣接農地への影響は少なからずあると思われれます。

なお、農地転用の許可基準の一般基準において、立地基準に適合する場合であっても、「周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがあると認められる場合は、許可することができない」とあります。

これは、農地法第4条第6項第4号に記載があり、農地法運用通知の第2の1(2)イ(イ)においても許可できないものとして、具体的に「周辺の農地における日照、通風等に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合」と記載があります。

そのため、こちらに該当するかどうかを含めて、委員の皆さんに慎重に審議をお願いしたいと事務局としては考えております。以上です。

議 長 事務局から説明がありました。何か質問・ご意見はありませんか。

河野委員 はい。

議 長 河野委員。

河野委員 過去に〇〇町の〇〇で、似たような案件があったと記憶しておりますが、その時は確か時間をかけて検討し、許可が下りたような記憶がありますが、今回もそれに非常に似たような案件ではないかと思えます。この図面の冬至の線は何時の線なのかが、示してないしハウス栽培においては、朝日というのは非常に重要な要素になってまいりますので、慎重に審議をしたほうがいいのではないかと思います。以上です。

議 長 ありがとうございました。他に何かご意見はありませんか。

事務局長

はい。

議 長

それでは事務局からお願いします。

事務局長

河野委員のご質問の中で、図面の冬至時の陰の線について説明します。それは、冬至の日の一番日が高いときの線です。だから日が落ちてくるとその陰はだんだんと広がってくるような状況になってきます。

議 長

河野委員、それでいいですか。

河野委員

はい。

澤村委員

はい。

議 長

はい。澤村委員。

澤村委員

譲渡人、譲受人は建売住宅などの不動産を営んでおられる方で、以前の案件の中でも水田としての利用を計画されていたにもかかわらず、先月の現地検討会で現地を確認しましたが、何も耕作されていない。将来的には建売住宅等としての利用が考えられ、譲与や贈与で農地の移動がなされている。申請された内容と現地が異なっている。そういう行為には、我々もある程度目を向けておかないと全ての案件をOKということにはいけないのではないかと、少し気になる点があります。今回も地目は畑になっていますし、農地として押さえておき後で宅地に変えていくといういろんな不動産の営業・事業があるから、利益になる分は利用していくのだろうと思いますが、あまりにも目に見えて気になる点がありますので、ここは慎重に審議をしていただいた方がいいと思います。

議 長

事務局からお願いします。

事務局

澤村委員からご意見いただきました点につきましては、数カ月前の3条申請の件だと思っておりますので、その件につきましては事務局の方といたしましても現地確認を再度行いまして、現地の状況を見まして申請者に事情をお聞きしたいと考えています。

議 長

いろいろな意見が出ましたので、今回一度保留して建物の陰が隣接農

地にどう影響するのか分かる書類等を追加提出いただき、これをもとに次回に審議をしたらどうでしょうか。

川村委員 澤村委員が言われた3条申請は、違反しているということですか。改善されていないということですか。

澤村委員 譲与ということで申請いただき許可が下りたのですけれども、水田を作るということで何度も農業委員会から確認していただきました。私たちが現地を確認したところ、現地には採石が入っており、現実的に米は作付けできる場所ではないと思いました。何回も農業委員会事務局に確認してもらったが水田にするということで、譲与という形で3条許可が下りたのですが、今、現地を見てもそのままです。たしか、今年から米を植えますということでしたが。事務局から再三確認していただき、米を植えるということでしたがそのままです。だから、農地になっていないという場所です。私たちが全てを反対するわけではないのですが、現地は住宅街で将来は宅地化されると思うのですが、管理が改善されていないというのが結論です。

議 長 川村委員。

川村委員 はい、わかりました。〇〇町でもそういう案件がありました。違反しているのに次の申請を出されたのがありまして、それはいけないだろうということで、違反している案件を原状回復して次の案件を申請してくださいということで改善してもらった事例があります。それで、水稻を植えたら、という形でもいいのではないかと思います。

議 長 事務局から何かありませんか。

事務局 事務局から報告します。先ほど会長から話がありました申請者の方に追加で書類を提出していただければどうか、ということですが、現在の状況では審議がむずかしいと思いますので、皆さんの意見がございましたとおり、審議が保留となりました場合は会長が先ほど言われましたとおり、申請者に審議のための追加の書類を求めることが可能かと思いません。以上です。

事務局長 今の段階でこれを継続審議として、事務局から申請者に陰がどう移動

していくのかはっきりした書類の提出を求めるのか。あるいは、ここで審議を行い承認の可否を決定するのか、どちらでもいいのではないかと思っています。

議 長 先ほど、坂下委員より提案がありましたが、申請番号4番を保留にしてよろしいでしょうか。
(委員から「はい」の声)

議 長 異議なしと認めましたので、申請番号4番につきましては決議を保留いたします。

議 長 それでは、議案第34号の申請番号1番から3番、5番から16番につきまして審議いたします。承認されます方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第34号の申請番号1番から3番、5番から16番につきましては、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第7、議案第35号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。
議案第35号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第35号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

次のとおり農用地利用集積計画案について、審議を求める。

令和4年6月10日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により農用地利用集積計画案を決定するため、審議を求める。

続けて申請番号についての説明をいたします。

議案の11ページから20ページまでの申請番号1番から16番につきましては、個人間での賃貸借権設定になります。

次に21ページの申請番号201番と202番は農業公社を通した賃貸借権設定となります。

次に議案の申請番号301番は農業公社を通した使用貸借権設定となっ

ております。

最後に議案の23ページと24ページの申請番号401番から403番は農業公社を通した所有権移転となっております。以上で説明を終わります。

議 長

議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定につきましては、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。

それでは、議案の23ページから24ページまでの所有権移転の申請番号401番から403番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

事務局

今月は、農業公社からの売り渡しが3件でございます。面積は3件中、田が5,062㎡、畑が1,853㎡、合計は6,915㎡となっております。売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。

ご審議よろしくお願いたします。

議 長

それでは、各案件につきまして、何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いいたします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長

何か質問等はありませんか。

(意見なし)

議 長

意見もないようですので、議案第35号につきまして、承認されます方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって議案第35号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

それでは最後に農地形状変更届出につきまして、事務局より報告をお願いします。事務局

事務局

26ページの農地形状変更届出につきましては、現地確認後、現地確認通知書を送付しておりますので、総会議案をもって報告とさせていただきたいと思っております。

議 長

これは報告議案ですので了解をいただきたいと思います。

議 長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年6回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会

(午後3時03分) 職務代理者の号令による、起立、礼。